

【会議録】

実施日時：平成29年2月13日（月）13:30 から 16:30

会議名	越谷市労働報酬等審議会 第3回会議	実施場所	中央市民会館5階 特別会議室
件名／議題	1 開会 2 議事 建設工事に係る労働報酬下限額について 3 その他 答申書（案）について 答申式の日程について 4 閉会		
出席者等	出席委員 江原委員、丸藤委員、下稲葉委員、隅田委員、村上委員、山下委員 事務局 青山総務部長、森田契約課長、大熊調整幹、長野副課長、和田主幹、中村主査		
会議資料	・会議次第 ・越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・建設工事に係る労働報酬下限額について ・平成29年度労働報酬下限額答申書（案）		
内容	別紙 会議録のとおり		

合意・決定事項等

<ul style="list-style-type: none">・工事の請負の契約に係る労働報酬下限額については、平成29年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準として答申することに決定した。・見習い、手元等として従事する労働者、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者に係る労働報酬下限額については、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額にすることで答申することに決定した。・設計労務単価が設定されていない職種の屋根ふき工に係る労働報酬下限額については、対応案3の最後に設定された正式な設計労務単価（平成22年度・埼玉県適用の値）に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし下限額を積算することに決定した。・設計労務単価が設定されていない職種（タイル工・建具工・建築ブロック工）に係る労働報酬下限額については、平成28年度の埼玉県による単価に、平成29年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし下限額を積算することに決定した。
--

開会

- 会 長 それでは、ただいまから、第3回越谷市労働報酬等審議会を開催させていただきます。
まず、本日の会議の傍聴を希望されている方がいらっしゃいましたら、入室を許可いたします。
- 事務局 本日は、傍聴希望者はありません。

議事

建設工事に係る労働報酬下限額について

- 会 長 それでは、議事については、次第に従い進めてまいります。
まず、「建設工事に係る労働報酬下限額について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、建設工事に係る労働報酬下限額について説明させていただきます。
資料1ページをご覧ください。
労働報酬下限額については、前々回と前回の審議会において、業務委託の下限額を審議・決定いただいたところですが、本日は、建設工事に適用される下限額について、ご審議いただくものでございます。
それでは、資料に基づき順次説明させていただきます。
まず、資料の1の対象案件から3の対象案件受注者に求められる主な内容については、前回の審議会でも説明させていただきましたが、改めて説明させていただきます。
1の対象案件でございますが、まず建設工事の労働報酬下限額の対象案件については、予定価格が5千万円以上の案件となります。資料8ページになりますが、参考資料として、今年度に発注した建設工事のうち、予定価格5千万円以上の案件の一覧を掲載しておりまして、件数としては合計28件となります。
次に、資料の1ページに戻っていただいて、2の対象労働者でございますが、対象案件に従事する労働者であれば、下請労働者についても下限額が適用されますが、建設工事で下限額対象労働者は、設計労務単価に掲げる合計51職種のいずれかに従事する労働者としており、現場代理人や監理技術者等については下限額の対象外となります。
次に、3の対象案件の受注者に求められる主な内容でございますが、従事する労働者に下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、施行規則で規定する様式により、支払った賃金額のほか、労働関係法令の遵守の状況を市に報告いただくこととなります。
次に、4の建設工事に係る労働報酬下限額ということで、こちらが、この後、下限額を審議いただくに当たっての具体的な説明となります。
まず、建設工事の下限額の設定の際には、本市条例の第6条第2項において、設計労務単価を勘案することとしておりますので、まずその説明をさせていただきます。
設計労務単価とは、ご案内のとおり、公共工事の積算に使用することを目的に、農林水産省と国土交通省が、労働者の賃金調査の結果を踏まえ、毎年決定するものでございまして、資料2ページに各単価の水準を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思

います。

こちらにつきましては、平成26年度から先週の金曜日に公表された平成29年度までの単価の状況を掲載しておりまして、記載している単価は、公表された1日当たりの単価を小数点以下四捨五入で1時間当たりの金額に換算したものでございます。

単価の推移としましては、単価の公表が開始された平成9年度以降、長らく下落傾向にありましたが、人出不足を背景とした賃金の実勢価格の上昇を踏まえ、平成24年度より毎年引き上げられておりまして、最新の平成29年度の単価は、28年度比で、全国平均で3.4%、平成24年度と比べると39.3%の引き上げ、全国の全職種の加重平均額が日額で18,078円と、平成11年度以来18年ぶりに18,000円台を回復しております。

平成29年度の主な職種の状況を説明させていただくと、特殊作業員については、1時間当たり2,663円、前年度比で0.47%の引き下げ、普通作業員については2,363円で0.53%の引き下げ、軽作業員については、1,700円で0.73%の引き下げとなっております。今回設計労務単価が設定された計48職種の埼玉県での引き上げ率を単純に平均しますと、表の下にございますが、1.69%の引き上げとなっております。

続いて資料3ページをご覧ください。

資料の上段に、2ページの表の注意書きを記載しておりまして、平成29年度の設計労務単価では、2ページの表をご覧くださいと分かりますが、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工の4職種については、賃金調査時に十分な回答数が確保できなかったことから、設計労務単価は設定されていないため、2ページの表では空欄としておりますが、平成28年度におけるタイル工、建具工、建築ブロック工、平成27年度の大工、タイル工、ブロック工につきましても、同様に設計労務単価が設定されていないものの、埼玉県建設管理課が単価を定めているため、表ではこの単価を掲載しております。

また、屋根ふき工につきましては、設計労務単価のほか、県の建設管理課においても単価を定めていないため、平成27年度から29年度まで空欄としておりますが、平成25年度及び26年度において、国土交通省が全国での単純平均値を参考値として公表しておりますので、この額を掲載しております。

続きまして、Bの市内同種労働者、市発注工事従事労働者賃金として、本市が過去に実施したアンケート調査の結果を掲載しておりますので説明させていただきます。

本市では、公契約条例の制定に向けた調査・研究の一環として、平成24年度と平成25年度に、賃金額を中心とした受注者に対するアンケート調査を実施いたしました。

資料では、直近の平成25年度の調査結果を掲載しておりますが、調査期間としては、平成25年6月14日から12月16日、調査対象の案件としては、平成25年4月1日以降に契約した予定価格5,000万円以上の工事とし、件数としては28件となり

ましたが、うち23件から回答があり、調査対象となった労働者数としては合計134名となりました。

調査結果につきましては、職種ごとにまとめておりまして、一番左側が各職種、その右側が平成25年度当時の設計労務単価、その右が元請労働者の賃金平均額とその設計労務単価に対する割合、その右が下請労働者、さらにその右が元請・下請を含めた全労働者平均の状況を掲載しております、一番右側が、その職種ごとの最も低い賃金額とその労務単価に対する割合を掲載しております。

表の下に掲載しておりますが、対象労働者134名の賃金額の平均は2,414円、最も低い賃金額は交通誘導員Aと土木一般世話役での1,250円となりますが、全体的な傾向としましては、職種ごとの最低額の欄を見ますと、土木一般世話役の設計労務単価比48.08%や、ダクト工の59.07%等、一部低い賃金額も見受けられますが、平均としては、概ね設計労務単価と同程度の賃金が支払われていた結果となっております。

続いて資料4ページをご覧ください、他自治体の状況として、既に公契約条例を制定している計18自治体及び要綱に基づき建設工事に係る独自の下限額を制定している5自治体、合計23自治体の状況を掲載しております。

まず、①として各自治体の積算方法ですが、ほとんどの自治体が、設計労務単価に一定の率を乗じた額を労働報酬下限額としておりまして、資料では、昨年(2022年)の12月に沖縄県那覇市が実施した調査結果を掲載しておりますが、設計労務単価の90%としている自治体が23自治体中10自治体、85%の自治体が23自治体中4自治体、80%の自治体が同じく4自治体、75%の自治体が1自治体、その他が4自治体となっております。

ただし、その他の4自治体についても、事実上、兵庫県の加西市と加東市が設計労務単価の90%、高知市と佐賀市が80%で積算しております。

次に、②として他自治体の実際の下限額の状況を掲載しております、まず、平成29年度の下限額ですが、平成28年度の単価に基づき、既に5自治体が平成29年度の労働報酬下限額を決定しております、その状況を掲載しております。表の右側の設計労務単価は平成28年度の値を掲載しておりますが、下限額と設計労務単価との比率は、概ね先ほど説明させていただいた比率となっております。

続いて資料5ページをご覧ください。こちらにつきましては、平成28年度の状況を掲載しております、設計労務単価については、先ほどと同様、平成28年度の数値を掲載しているほか、下限額と設計労務単価との比率につきましても、平成28年度単価との比率を掲載しております。

そのため、表の欄外に掲載しておりますが、多摩市と足立区、三木市、草加市、高知市、我孫子市につきましては、平成27年度の設計労務単価を基に積算しているため、表での比率が、先ほど説明させていただいた比率と若干異なっております。

続いて資料6ページをご覧ください。

③他自治体の水準を適用した場合の下限額案ということで、こちらは、先ほどの資料4ページにおける自治体ごとの設計労務単価と下限額との比率を、平成29年度の埼玉県単価のうち、主な職種である特殊作業員と普通作業員、軽作業員の単価に当てはめた場合の表となっております。

表の右側の同種比率自治体欄は、資料4ページの(2)①でその他と記載した自治体も含めて、その比率を採用している自治体名を記載しておりまして、設計労務単価の90%の自治体が計12自治体、85%が計4自治体、80%が計6自治体、75%が1自治体となっております。表の下になりますが、公契約条例導入自治体の18自治体の比率を平均すると、設計労務単価に対して86.67%となりまして、埼玉県の普通作業員の単価に当てはめると2,048円、要綱制定自治体を含めた計23自治体の比率を平均すると85.87%となりまして2,029円となります。

続きまして資料7ページをご覧ください。

(3)その他として、本日、労働報酬下限額の設定に併せてご審議いただきたい事項を掲載しております。

3点ございまして、1点目は、①として記載しておりますが、設計労務単価が設定されていない屋根ふき工についての労働報酬下限額の取扱いについてでございます。

先ほど説明させていただきましたが、設計労務単価で掲げられた51職種のうち屋根ふき工については、平成22年度まで正式な設計労務単価が設定されておりましたが、その後、賃金の調査時に十分な対象数が確保できなかった等の理由により、平成23年度から26年度まで、参考値として全国単純平均値が公表された後、平成27年度から29年度については設計労務単価及び参考値の双方とも公表されておらず、また、埼玉県建設管理課でも単価を設定していない状況があります。

その中で、他の自治体では大きく三つの方法で下限額を設定しておりまして、まず1番目が、平成26年度に公表された参考値をそのまま現在の設計労務単価と見なして下限額を設定する方法でございまして、草加市や多摩市が採用しております。

資料では、参考として下限額を設計労務単価の90%とした場合の積算式を掲載しておりますが、1時間当たり1,647円となります。

続いて2番目が、ただ今の平成26年度の参考値に、平成27年度から29年度までの全国平均の設計労務単価の伸び率を乗じた値を設計労務単価と見なすもので、平成27年度の伸び率が4.2%、平成28年度が4.9%、平成29年度が3.4%ですので、これらを乗じると、同じく設計労務単価の90%とした場合は、時間当たり1,861円となります。

最後に3番目が、現時点での正式な設計労務単価の直近の値である平成22年度の単価に、平成23年度から平成29年度までの埼玉県の単価の伸び率を乗じた額を設計労務単価と見なすもので、野田市や兵庫県三木市が採用しておりますが、これにより積算

しますと、1時間当たり2,510円となります。

続いて2点目でございますが、屋根ふき工と同じく今年度の設計労務単価が設定されていないタイル工、建具工、建築ブロック工の取扱いについてでございます。

この3つの職種につきましては、平成28年度においても設計労務単価が設定されませんでした。埼玉県建設管理課で単価が設定されたため、2ページの表ではその県の単価を掲載しておりますが、埼玉県の平成29年度の単価が現時点で決定されていない状況でございます。

その中で、この3つの職種の労働報酬下限額の設定方法として、対応案として2つの方法を掲載しておりますが、

1番目が、平成28年度の設計労務単価をそのまま使用して下限額を積算する方法でございまして、仮に設計労務単価の90%を下限額とした場合は、2,554円となります。

2番目が、平成28年度の単価に、平成29年度の設計労務単価の伸び率を乗じるもので、埼玉県での伸び率が1.69%となりますので、設計労務単価の90%とした場合は、2,597円となります。

最後に3点目でございますが、見習い、手元労働者の取扱いでございます。

労働報酬下限額の対象案件に従事する労働者については、設計労務単価を基にした職種ごとの労働報酬下限額が一律に適用されることが原則となりますが、条例導入自治体の18自治体中11自治体においては、見習い労働者や手元労働者、又は年金受給資格を維持するために賃金額を調整している労働者については、通常の下限額より低い額を例外として定めております。

こちらの考え方としましては、職人の手伝いや補助的な業務に従事している労働者や、自らの勉強等のために現場に入っている労働者に対して通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となる恐れがあることや、年金受給のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、かえって労働者に不利益となる恐れがあること、さらに、設計労務単価の基となる国土交通省が実施する労務費調査においても、見習い、手元労働者や年金受給のために賃金等を調整している労働者は、その調査の対象外とされていること等を踏まえたものでございます。

これらの労働者に適用される額の積算方法については、各自治体により異なっておりまして、業務委託と同額としている自治体が11自治体中7自治体、軽作業員の労働報酬下限額の65%を目安にしている自治体が2自治体、70%の自治体が同じく2自治体となっております。

説明としては以上となりますが、本日は、まず、建設工事の労働報酬下限額について、設計労務単価に対してどの程度の水準で決定するか、次に、労働報酬下限額の設定がない屋根ふき工及びタイル工、建具工、建築ブロック工の労働報酬下限額をどのように設定するか、最後に見習い、手元労働者に対して特例の下限額を定めるかどうか、さらに

特例を定める場合、どのような積算方法とするかどうかの3点について、ご協議いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会 長 ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご質問、ご意見等がございましたら
 お願いします。

○委 員 確認ですが。元請がいます。下請業者がいます。下限額を決めます。その下請業者の労働者が、告示された下限額を見て、賃金が下限額以下であると元請あるいは行政に訴えた場合は、それは条例違反になるのですか。

○事 務 局 回答させていただきます。そのような申し出が市にある場合は、元請業者に確認をさせていただくことになると思います。労働報酬下限額に満たない額しか賃金をもらっていないということが事実であれば、まずその状況を解消する指導をさせていただくことになるかと思っております。

○委 員 元請としては、下請に下限額以上を払っているにもかかわらず、その下請業者が労働者に払っていないと。そこまで管理はできないです。

そうすると下請の労働者が、元請に申し出た場合に、下請には一人当たり下限額以上のものは払っていると言っても、今度は行政に申し出た場合は、条例違反になると矛盾しませんか。

○事 務 局 確かに元請としては、下請労働者に規定の下請賃金、労働者が下限額以上をもらえる下請金額を確保していれば、元請としては義務を果たしているという言い方もあるかもしれませんが、あくまでも、条例にもありますが、元請と下請との下請契約の中にも、条例の対象案件の場合は、下限額以上を下請に払わなければいけないという項目を下請契約書に盛り込むことをお願いしている部分があります。

○委 員 もちろん下請と元請の場合は、それで契約しますが、実際に下請が労働者に払っていない場合はどういう扱いになるのですか。

○事 務 局 その場合も元請の責任において、下請労働者というのは元請が直接雇用しているわけではないので、難しいと思いますが、入札の公告のときに下請労働者にも下限額以上を払うということを条件に契約していただいている部分がありますので、元請として責任を持って指導をしていただきたい。

○委 員 そうです。元請下請の関係が1社ずつでしたらいいですが、これが5千万以上となると、いろいろな下請を使う可能性が高いです。それを1社ずつ元請が全てを管理しろというのは厳しいです。このような場合は何かあるのですか。

○事 務 局 ただ結果として、どのような形であっても、下請の数に限らず工事に従事する労働者については、下限額以上の賃金を払わなければいけない契約になります。

もし2次下請3次下請の労働者にそのような事象が発生した場合は、随時、2次下請であれば1次下請なりを通じて支払うように働きかけていただいて、解消していただくしかないこととなります。

○委 員 やはりそこまでとなると限界があると思っております元請としては。

○会 長 委員からの御指摘は、すごく大事なことだと思います。そこがおろそかになると、実際に公契約条例を施行しても意味のないものになりかねない。その履行が、特に下請あるいは、そのさらに下請という形で確保されるように、大いに工夫が必要なところだと思います。それを当審議会において、答申の際に、その手当てが必要だということを見守ることは大事だとは思いますが、審議会でその履行の確保の方法を考えるということは、当面は議題の対象になっていないので。

○委 員 それを確認したのは、下限額の設定をした場合に、例えば90%の設計とした場合は、それを見た下請けは必ず何か言うてくるので、もう少し下限額を抑えてあげないと。抑えれば、下請も支払いがスムーズにいくでしょうし、下限額を上げると、下請まで影響がありますので、そうすると下限額を下げなければならなくなる気がして仕方がないのです。ですから、いろいろと関連してくるので、ましてや何社も下請を取扱う場合には、管理が難しくなりますので、そうすると下限額に影響してくるのではないかと思います。

○会 長 ありがとうございます。

○副 会 長 建築の場合は一次下請、二次下請、三次とありますと、その下限額を守っていくとなると、当然その下限額を守るために、あまり重層な下請は使えなくなります。

○委 員 そうです。そういうことになります。

○副 会 長 結局は元の値段が高ければいいですが、そこに何社入るかによって、加重下請け構造という中で、間に何社入るか、契約金額によっては、下請を入れないという状況になります。

○委 員 そうです。そうすると、そういった下請しか使えなくなるわけです。信用できる下請しか使えない。条例違反になると、元請が一番困りますから。そうすると元請として、いろいろな職種の仕事を受注できなくなってしまう。同じ下請しか使えない問題が発生してくるのです。

○委 員 今、委員がおっしゃる元請としての責任や、実際に条例が施行となった以降に、元請としてやらなくてはいけないこと、またそれに対する条例ということになりますので、責任は重々話を聞いて、よくわかると思うのですけれども、やはり、そもそもこの公契約条例というのを、越谷市、それから全国で条例は18自治体でできていますけれども、そこを作っていくとなったもとは、ひとつは建設工事で、建設分野であれば、やっぱり実際にそこで働いている人たちの賃金が、本当に他産業の労働者に比べ相当低いと言うのは、これは国も認めているし業界も認めていて、その改善というのをここ数年、国交省が先頭になってやってきているわけです。

それが社会保険の加入率を上げていくことであり、政策的に設計労務単価をずっと上げていったというのもそういうことですし、それに現場で今言ったように、一次下請二次下請として働いている人たちのみならず、それぞれの地域で元請となるような人たちも、会社が倒産したりとかの状況があり、公共工事そのものが、不調に終わったりという状況が長い間続いたわけですから、やはりその中で、国も腰をあげて、業界もあげ

ている中で、現場で働いている人たちそれぞれの賃金が保証されるということが、ひとつ公契約条例の大きな精神の部分に思えますので、重層下請の解消が建設産業における課題なのであると思うのですけれども、今は一次なり二次下請、三次、四次となるかもしれませんが、そこでそれぞれの労働者の人たちの賃金を、設計労務単価に基づいて払っていくのを下まで落とさないでいかないと、永久に解決しない問題になってくるので、そこで公契約条例ができる場所で、賃金の下限額というのを、どのように担保していくのかの問題もありますけれども、本当を言えば設計労務単価に基づいて積算をしているのだから、賃金の下限額は設計労務単価どおりでいいと思うのです。

それはもちろん熟練の労働者の場合で手元ですとか、そういう人は別の話ですけれども、それぞれの先行自治体を見ると、設計労務単価があくまでも基準になっているので、越谷の25年度の調査を見ても、ほぼ設計労務単価を上回っている状況があるのであれば、下限額はそこでもいいと思うのです。私たちが公共工事の現場にお邪魔させていただいて、実際の賃金の回答をいただいた中では、それぞれの労働者の方には、この金額とは少し乖離している状況が実際にあります。

設計労務単価が引き上がったのも、社会保険の加入は100%下請の人たちも含めて、公共工事の現場に入る人は入っている前提になっていると思いますので、それぞれ労働者の方が負担する金額というのも賃金の中に含めないといけないことで、引き上げた経過が発表されていますから、そこに基づいて賃金の下限額も決めていただきたいと思います。そこは元請の人も企業も、もちろん下請に払えるだけの受注金額がないと難しいと思うので、市のほうの発注単価も対応する必要があると思います。

○委員 この下限額を決めるに当たっては、先ほど申し上げた要素もひとつですし、もうひとつ確認したいのですけれども、ひとつは入札の方式です。草加市の入札の方式は、今条例では1億円以上のものが公契約対象だとうたっています。過去の実績を見ると、草加の入札は、最低制限価格を予め行政のほうで決めた額を最低制限と決めて、それを1,000円でも下回った場合には失格の方式を取っています。さらに、設計価格の公表もしていません。当然、最低制限も公表していません。野田市を調べましたら、野田市は5,000万円以上を公契約条例だと。その結果を見ますと、全てが総合評価方式を取っています。この総合評価方式というのが過去の実績、業者の実績とかを点数に換算して、それで最低制限価格を設けてあって、その最低制限価格が大体15%くらい、設計価格から掛けた額が大体最低制限になるという予測です。これはあくまでも野田市の場合。越谷市の場合は、平均型入札方式と申しまして、例えば業者5者が入札をします。その5者の入札の平均額を出しまして、掛ける90%が最低制限になるのです。ということは、業者がその最低制限にかかわっていくということなのです。極端な話をしますと、1億円の仕事を5,000万円でも落札可能なのです。ほかの市町村はそういうことはなく、最低制限を決めています。

もうひとつは、その設計額の公表の中に、どうも腑に落ちない金額がございまして、

これは噂なので確認は取れていませんが、ある建築物が設計されました。これになぜか分からないですが、70%を掛けた額が公表の、公告に載せる価格だと。こういう話が業者側から聞こえてきているのです。ですから、その設計の積算をメーカーからの見積もりも、最終的になぜか3割カットされています。業者はどうしても、メーカー側が3割カットしない100%を請求してきます。公表価格は3割カットになっている。この30%の差が出てしまって、積算が全然合わないのです。この時点で既に、利益を見込めるかどうか分からないような金額が提示されているのです。この2点がありましたが、そういうことを言っても下限額を決めなければいけない状況ですので、業者側としては、この設計労務単価の70%から75%は、幅を設けてありますけれども、その辺が適当ではないかと考えています。

○会 長 先ほど、言われた2点の項目について考えると、結論としては70～75%が適当だというご意見なのですね。

○委 員 そうです。

○会 長 入札の方式が多少ほかと違って設計労務単価に対しての掛け率70～75というふうな、そのロジックについて、私自身が理解できなかったのですが、簡単に言うと、どういうことなのか。

○委 員 行政側が最低制限を設けているかいないか、その差です。埼玉県の場合には、入札方式ですが、最低制限を行政側が予め決めておいて公告を出します。先ほども言いましたように、その最低制限は公表されていませんが、その行政側が決めた額から1,000円でも下回った場合は失格になります。

その最低制限の率から言うと、大体設計価格の12～13%です。越谷市の場合には、先ほども言いましたように、業者が入札した平均額に90%を掛けるというように、入札の金額を見て最低制限を決める。ですから、先ほども言いましたように、1億円のを5,000万円でも落札可能なのです。その辺に問題がありまして、下限額をいろいろ計算しまして、現状を調べまして、70～75%が適当ではないか意見を申し上げました。この最低制限価格をどちらで設定するかと言うのがネックなのです。

○会 長 最低制限価格というのは市で設定するのではないのですか。

○委 員 市では設定していません。あくまでも応札を見た最低制限です。

○会 長 では、応札状況によって動くのですか。

○委 員 動きます。ですからダンピング業者がいますと、いくらでも入れられてしまうのです。越谷市の場合は、この物件はいくらですよと公表価格がありますから。

○会 長 落札予定価格もないのですか。

○委 員 予定価格はあります。

○委 員 今の話しで言うと、最低制限価格は市が決めてなくて、入札者の平均で決めているのだと。そういうことになると、それは逆に、さっき言われた70～75%で下限額を決めてしまうと、さらに進んでしまうのではないかと思います。逆に、むしろ例えば、9

0だとか85にしたほうが、その積算の基準になりますから、各業者の方がそれを守らなくてはいけないわけですから、今の市のやり方としても、上がっていくのではないのでしょうか。

○委員 確かに制限を設けた物件もあります。それは総合評価方式とあって、年に10件から12、3件の物件は、それは最低制限を行政側が決めたものがあります。そういった2種類の方式があるのです。でも大体多いのは一般競争入札で、最低制限のない物件が多いのです。

○委員 ということは今の話で言うと、最低制限価格を県と同じようなかたちで決めていただければ、先ほどの70、75というのは、他市から見るとものすごく低いのですよ。

○委員 そうです。ですから何でその数字になったのかというのは、各業者、公告が出た物件に対して積算を行います。それからどれだけ企業努力で落とせるかをやるのです。労賃金は必ず払わなければならないのですが、材料費だとかをどこまでカットできるというのを積み上げて入札するわけです。大体下げられる限界が70～75ではないかと。

○委員 だからそれは逆に言うと、労賃における最低下限額を決めるのであって、むしろそれに伴う間接工事費だとか一般管理費、それから工事の原価の中のいわゆる労賃にかかわらないものを積み上げて、価格、入札価格が決まってくるわけです。そうすると先ほど言いました労賃のほうが70とか75とすると、また下がってしまうのではないですか。

○委員 今、29年度で普通作業員が19,000円くらいですので、下限額は、それを70%から75%掛けますと、大体13,000～14,000円くらいになると思います。

○事務局 委員さんからの質問がありました、入札制度の関係で若干補足をさせていただきますと、まず越谷市では設計金額イコール予定価格ということで、設計金額でお話があったように、見積もりから3割カットという話がありましたが、平成26年に入札契約の適正化法が一部改正され、正当な理由なく積算したものを控除して予定価格を設定することは明確に法律違反となっておりますので、越谷市では一切そういったことはやっておりません。

それと2点目が、設計金額の公表の関係ですが、越谷市では建設工事については設計金額イコール予定価格ということで、予定価格については全て事前に公表させていただいております。

3点目が、最低制限価格の関係ですが、先ほど越谷市が市として最低制限を設定していないという話がありましたが、あくまでも越谷市として最低制限価格は設定させていただいていますが、積算方法がほかの市と異なっているということがございます。例えば草加市ですとか、さいたま市とか川口市、川越市なりは、国のほうで中央公共工事契約業務連絡協議会という組織がございまして、そちらで積算式を定めております。例えば直接工事費の95%ですとか、各費目に対する比率が予め定められておまして、どの案件に対しても、設計金額に対する最低制限の割合が一定になりますが、越谷市ですとか春日部市、八潮市については、最低制限の積算方法を入札額の平均値の90%で積

算するということを、市として意思決定させていただいて、その形で最低制限を設定させていただいておりますので、もしその最低制限を1円でも下回った場合は、他市と同様に失格になるというところは同じでございます。

○委員 入札制度の最低制限価格がほかの市と違うという説明があったと思いますが、それとやはり、実際に労務費というのは削ってはいけないものなので、その落札価格が、積算している金額の例えば平均75とかの場合であったとしても、それだからといって実際に払う労務費を、その75%にしていいたいということは違うと思います。

だから今、市の方の説明もありましたように、担い手三法が改正をされて、歩切りの禁止だとか、明らかにそういったものは法律としてなっているものなので、労務費はきちんと支払われなければいけない。それに対して公共工事が、しっかりと設計もしなくてはいけないし、入札契約も市としてもきちんとやらなければいけないということはあると思いますので、今までの実際の落札額の平均を賃金の下限額の平均にするというのは、少し話が違うのかと思います。

○委員 今の話について追加ですけど、どう考えても労務単価を一定程度、例えば85とか90にしたほうが、危惧されているダンピング業者が入らないと思っています。ダンピング業者は結局、どこで切るかという、部材だとかは、マネジメントの部分で極端に赤字を出してまでってことはできないので、結局労務費にかかっているのは、今までずっと言われていて、国も何とかしなくてはいけないと労務単価は上がってきているのだと思います。そういう意味からすると、労務単価の問題と入札のダンピングをどう防いでいくのかというのは、また別の次元の話に聞こえて、むしろ労務単価を確保したほうが、ダンピングを防げると私は思って聞いていたのですが、どうでしょうか。

○委員 物件に対して真剣に考えている会社だけであればいいのですが、そういう会社でない会社があります。ですから、委員の言うように、この物件に関してはダンピング業者を防ぐために、下限額を上げておいたほうが、公示もされるからいいのではないかと。ではその物件は年に何本あるのか、5,000万以上は全てだという行政の考えであれば多少考えも変わりますが、全てがそういうわけではないのです。

○事務局 今の話は総合評価の関係ですか。

○委員 5,000万以上に対して公契約は下限額を決めるのか。

○事務局 全て対象となります。

○委員 入札はどうですか。5,000万円以上の入札にかかわるものを全て総合評価にする考えはないわけですか。

○事務局 総合評価の関係は、特にいくら以上は総合評価にかけるという基準はございません。ただ、総合評価は委員さんの言うように金額だけでは決定できない部分もございまして、市としては県の委員会を活用しながらやっているところですが、当然その中で市の姿勢は、やはり高額な案件については極力総合評価で取り扱っていきいたいという考えはございます。

- 委員 総合評価だとか一般入札とかあるのですが、今回公契約条例の労働報酬等審議の問題とは別に、最初に説明のあった公契約条例の理念は全ての契約に適用するというものですから、地元採用だとか、市民の雇用の配慮だとか、仮に総合評価方式が入ったときは、そういう加点がされ金額だけではないから、むしろ市内の業者の方は有利になるって言ったら変な言い方ですが、かなりそちらのほうに向いていくような条例だと思います。だから、危惧されるようなことは、ダンピング業者の人が排除されるとむしろ適正な方向に向くと期待するのがこの条例なのですが、そこら辺はどうでしょうか。
- 委員 私が申し上げているのは事例を申し上げているのですが、先ほど言ったように、公契約にまじめに取り組んでいこうという会社だけであればいいのですが、そうではなく、工事価格が告示されますので、そこから20、25切って、それで入れてしまう会社もいるのです、現実に。
- 会長 ひとつのご意見として、おっしゃられた二つの要素に照らしたら、70～75%が適当だというご意見なので、他方でこういう観点から何%が適当だというような積極的なご意見がございましたら、頂戴したいと思います。今日扱う項目が多数ございまして、なるべく意図的に、効率的に審議のほうを進めたいと思います。
- 委員 先ほど申し上げたとおり、やはり技能者の育成ですとか、それから業者の方の適正な利潤の確保というのは本当に両方大事なことで、やはりそれには入札制度のこともあるし、市の積算のこともあるし、発注のこともあるし、それはもう十分そのとおりだと思います。それが両方改善されないことには、健全な地域経済の発展につながらないと思っています。それを十分踏まえた上での設計といったように、やはり働いている人の最低制限価格じゃないですけども、これ以下で働かせてはいけないというか、それ以上の賃金を払わなければいけないということを公契約条例で決めることによって、不良不適格業者の排除につながってくるでしょうし、当然業者としても適正な利潤ということになれば、ダンピングの受注というのも少しずつなくなっていくかと思っております。そういった意味で言うと、やはり現在どうして設計労務単価を上げてきたのかという、国として背景というのは先ほど申し上げたとおりに、このまま行くと建設産業に従事する人が、本当に減ってしまう。高齢により十何年後には130万人ぐらいは離れていくわけです。今は若い人の入職が本当に少ない危機的な状況だということを認めて、こういう状況になっているので、やはりそれには賃金です。賃金をきちんと上げないといけないし、それから後は現場環境とかがありますけれども、まずはその賃金が高産業に比べれば相当低いのは明らかですし、業界も認めていることですので、それを改善するためにも公契約条例で最低の賃金を決める。それにはほかのところでも、90%というのが多いです。最低でも90%は上回らなければいけないと私は思っています。でもやはり100%が本当で言えば当たり前なのかと思いますが、やはり90%は最低でも確保する形の答申を出していただきたいと思っています。
- 委員 私は別な視点です。資料4ページに他自治体の状況の説明がありますが、足立区、草

加市が90%というようになると、やはり沿線ですので越谷市がアナウンス効果も含めて、80だとか、85以下になると、草加や足立は90%ではっきりしていますので、90よりは下げられないのではないかと思います。労働者の確保は国境があるわけではないので、流動的なことも考えると、どうかと思いました。足立、草加が90であるのだったら、地続きの越谷も90にする必要があると思います。

それから言われた入札制度の改革の問題については市のほうでもいろいろなものを庁内議論していて、今言われたことも含めて、最低制限価格のあり方の問題だとか、公契約を大事だと思わない業者が入ることをいかにして防いで市内の優良な業者を育てていくかも含めて、それはまた庁内のほうでじっくり、いろいろな関係者の人の意見を聞きながら積み上げていったらどうかと思います。

○会 長 ありがとうございます。今結論としては2つの意見、まず理由に関しては各委員で重なる部分と、補足的に地続きで比較的近隣の草加や足立から比較して下がると労働力の確保に影響があるのではないかという意見がありましたけれども、ほかの方、もし違うパーセンテージでご意見などがございましたら、積極的におっしゃっていただければと思います。あるいはこの意見に賛成というような補足意見でも構いません。

○委 員 他市町村の状況も踏まえて吟味していかないと、越谷だけ高く上げて、やはり他方のところへ仕事を請け負う時には、労働者の賃金がばらばらになる状況になると思います。あまり高い設定になると事業者のほうも負担になってしまう。周りの状況をよく見ながらでいいのではないかと思います。

○委 員 ちなみに入札方式の改革は簡単に進まないわけですか。行政のほうはどうですか。

○事 務 局 毎年例えば今年度であれば、2月ないし3月くらいに28年度の状況を踏まえてどうするかというのを庁内で専門の組織を設けておまして、そこで協議をして、29年度で変えるべきところがあれば当然変えていくということで予定させていただいています。

その入札制度の関係でございますが、先ほど委員さんからありましたように、本市としては、予定価格は事前に公表して最低制限価格も今まで平均ですけれども、工事については85%だったものが90%に引き上げたりしております。当然これにつきましても、市の行政だけで意思決定するものではなく、協会、業界の皆様方の意見も踏まえながら決定していくことかと思えます。ただ、現状につきましても、予定価格は事前公表で最低制限価格は平均型を採用させていただいておりますが、こちらにつきましても、これでいいのだという認識はございません。先ほど言いましたように協会、業界の皆様などと話し合いをしながら、より良い方向にしていければという考えであります。

○委 員 資料6ページの公契約条例導入自治体の平均のパーセントが85.87%という状況であります。これを上回るような状況では困るのではないかなという感じです。この平均を上回るパーセンテージであると、大きな会社であると、越谷市内だけの事業ではありませぬので、それに合わせて考えていただいたほうがよろしいかと思います。この6

ページの23自治体の平均値が85.87%ですので、90%というところかなり高額になってしまう。越谷市だけの事業でしたらいいのですが、いろいろな市に営業を行かれていますでしょうし、その辺も勘案していかないと事業者が大変困る状況に陥ってしまうのではないかと思います。

○委員 今、事業者が困るということですが、事業者は困らないのではないですか。困るというのは人件費を削減するからだだと思います。だから草加や足立が90としているときに越谷市が公契約で85にしてしまうと、それこそ草加と越谷とで交互に仕事するときに問題なのではないかと。だから春日部だとかの東武沿線でもっと公契約ができればいいのですが、ただ少なくとも足立、草加、越谷と地続きのところ、同一な基準にしておかないと仕事の面でも不都合があるのではないかと思います。

それともうひとつは、先ほど委員が言われたように、本来は100%ですということがあります。もちろんいろいろな問題がありすぐに100%にはできないということですが、他の自治体では80だとか85だとか90にしているのだと思います。なぜかというところ、この設計単価というのは、実勢価格なのです。だから、実勢価格を下回るのはいかがでしょうかと思います。実勢価格を下げてしまうと余計に労賃が下がっていくほうに向いていくのではないかと心配なのです。経済の活性化はやはり労賃を上げていくことではないかと、なかなか景気がよくなりませんから、そこを含めて考えたほうがいいと思います。

○委員 今言われたように、設計労務単価は現場で実際にもらっている人の賃金を全国的に集めて決めていくのです。だからそれよりも低い金額を最低にすること自体がやはり違うと思います。それがピーク時に比べて、実際に働いている人たちの賃金を調べるものだから、設計労務単価がどんどん下がっていったのです。今度は建設業で働く人たちが、離職していなくなり労働者不足が激しく、今は本当に20代の大工は全国で100人いないという調査結果が出ているひどい状況なのです。それで今、政策的に上げてきたというのがあり、それでももちろんピーク時まで上がっていないのですが、そのためには私は本当にそのまま100で、払っていただきたいと思います。

それから、そういう発注金額にして欲しいと思うのですが、入札の関係もあるので、それでもやはり隣の草加などの90を下回るというのは、後からできた越谷市として、下げていくような方向を出していくのは、全国的にも影響があるのではないかと思います。だから最低でも90は上回る金額で最低の金額は決めていただきたい。これで生活全部が、公共工事というわけではないですが、これは多く民間の賃金にも影響してくることで、この金額というのは業者にとっても大事なことだと思っています。

○委員 草加では1億5,000万円以上を公契約対象にしているのです。1億円以上は年間に何本あるのですか。昨年の越谷市の実績を見ても1億円以上は3本しかないのです。それが公契約の対象だと草加はしているのです。3本だけは公契約90%でやりますよということであれば簡単な話なのです。草加は90%で決めたでしょうが、対象物件が1億円以上ですから、年間の本数的には少ないのです。越谷市の場合は5,000万で

すから。28本。これが全て公契約条例に関する物件とされたら業者はたまらないです。先ほども言ったようにダンピング業者が必ずいますから、実際に先月の入札でも18%くらいカットした入札が行われております。そのような現実があるのです。ですから90%だと単純に決めてしまうと業者側は音が上がってしまいます。

○委員 逆に言うと、そういうふうな業者さんはやはり協会さんにとっても、困るわけです。

○委員 もちろんそうです。

○委員 そうすると、公契約のところで実際の公告を出してもらって、先ほど市の方が説明されたように指導がされますので、そのような業者さんが次は受けなくなるようにならないといけないと思います。

○委員 我々はそう思います。

○委員 やはり市内業者さんが意識付けて、この地域の経済が活性化してくのも公契約条例の作った目的のひとつでもあります。

○委員 ですからこの9ページの28件というのは全て市内業者なのです。この業者は、公契約条例を守ろうという意識が高い業者なのです。でも、先ほど言いましたように先月の入札で18%カットした応札が行われているのです。そういう事実がございます。

○委員 それは市内業者なのですか。

○委員 市内業者です。どういう事情でそうなったかは分かりません。そういう事実があるのですから、そういうのも踏まえていただかないと、本当に業者は困ります。

○委員 ダンピングするのですけれども、私も専門的じゃないから分からないですけど、18%ダンピングしてどこをカットするのですか。

○委員 それはやはり会社経費と材料費でしょう。

○委員 材料費といっても部材は決まっているので、指定はされるはずですよ。

○委員 長く付き合っている材料屋さんだと、ある程度のカットの要望には答えてくれる可能性があります。スポット的にカットは絶対ありませんけども、長期的に付き合っていたら、今回はきつい仕事なので何%かカットしてくれないかと、10%引き、12%、15%引いてくれないかと、そういった交渉も可能ですから、その辺も削りながら、その金額を出しているのだとは思いますが。会社は1銭も残らないです。

○副会長 最低賃金に近いところまで叩くのでしょうか。

○委員 賃金は叩きます。もちろんです。そういうことでは、できるだけ賃金は少なくとも、予定価格を作ったときは、設計労務単価に基づいて作っているのですから、それに利益率だとかを掛けて行って、積み上げて最終的に予定価格を作って、それで入札してもらうのが一般的です。

○副会長 元請さんから何層くらいになっているのですか。末端の、一人親方ぐらいまで行くと。そこが長くできないです。何層にもなっていると当然契約金額が高くなるので、下限額を抑えられると仕事をとれるかという問題がある。

○委員 越谷は何層くらいなのですか。一般的に。

- 委員 物によります。多いと3層あります。それは金額がかなり高額な案件。5,000万くらいだとそんなにはないと思います。
- 委員 やはりそういう重層下請になってくると、どこが削られるかっていうと働いている人の賃金なのです。
- 副会長 だからそこに歯止めを掛けるという。
- 委員 そうです。だからそういうことにならないようする必要がある。
- 委員 重層したほうが損しますから、労働者集めるのだったら重層しないほうが。企業のマネジメント能力が求められます。だからそういうネットワークはどれくらいあるかっていうことです。ネットワークが無いところは大変です。だからせいぜい二層くらいでうまく回さないとなかなか難しいということになります。
- 副会長 今、人は採りにくいのですか。
- 委員 はい、作業員は少ないです。
- 副会長 そういうことからするとやはり時給を上げていかなければならないということは認識としておありなのでしょう。
- 委員 ただ下限額をあんまり上げてしまうと、この金額以上だというクレームがだんだん増えてくると、その金額を払わざるを得なくなるじゃないですか。
- 副会長 これはそれを狙っていますから。
- 委員 当然、そうすると業者側の負担というのはものすごく大きくなって、仕事自体はほとんど労務費が一番高い、比率が高いですから、そこを負担しなくてはいけないとなりますと、業者はやっていけなくなるのではないですか。
- 委員 今の話ですけど、その労務費や管理費などが積み上がっていくわけですが、その積みあがり確保することを市にもやってもらわないと困るということですか。
- 委員 もちろんそれもあります。
- 委員 だからそれを前提にした入札制度にしてもらわないと。
- 委員 そうしたことなのです。そこがネックなのです。
- 委員 それはいくらでもいいですでは困ります。いくらでも管理費とかを絞れるというのでは、会社としては困ってしまいます。
- 委員 もちろんそうです
- 副会長 当然、利益が減りますから。
- 委員 直工費の90%、経費が85%とか、現場管理費が90%、一般管理費が何%か確かに率は決まっているのですが、そこは置いといて、入札したときは平均ですから、平均価格の平均型入札方式です。
- 会長 いろいろ活発にご議論いただいている中、話の腰を折ってしまうようで申し訳ないのですが、市長に答申するのが我々の使命でして、そのプロセスにおいて当然一つ一つ重要な事項を決定していかなければいけないのですが、今一度スタンスを確認したいのが、我々当審議会において、やはり一番に条例でも明記されているとおり労働者の適

正な労働条件の確保に努める、それをその上で公契約の適正な履行の確保や質の向上というものを確保していく方向で考えなければならないので、様々なところから代表していただいている方にお集まりいただいているわけですが、今一度その委員からのご発言で懸念されている入札方式からの特にダンピング業者さんが現実にいる事実を重視したらという趣旨のもとにいろいろお話がありました。それもそのところの仕組みはもちろん考えなければいけないのかもしれませんが、もちろん一つのご意見としてあって然るべきなのですが、この審議会において何を重視するかだと思います。70、75%っていうご意見がありました。100%なのだけど、なかなか実現も難しいかということで最低90というご意見も出ています。ここの当たりで当審議会として答申する結論を決めたいところなのですが、大体議論はいろいろ出尽くしている感があります。

○副会長 難しいのですが、草加や足立が90だということからすれば、それと前回委託を930円という割と高めに決まっていますので、その辺のバランスからいってやはり、90は欲しいということで、委員のご意見は付帯意見として入れて、90で提案したらどうか。人が採れないというところもあるし、そのところで時給単価を上げなければいけないという現実はあるだろうと思います。建設業界に人材が来るようにすることも長期的な課題でしょう。

○会長 私自身も90%かという意見です。あの非常に委員さんの意見に対して、少々厳しい話をするようなのですが、昨年の実績でいったときに5,000万以上の契約されている市内の業者さん28社のうち、そのほとんどの方がそれなりの実績でお支払いされているとのことのようでしたし、やはりその辺はダンピング業者が現れたときの対処の仕方というか、それについてどう今後真面目な業者さんが対応していくかというこの課題はもちろんあると思うのですが、そこにあまり引っ張られて当審議会において特に近い草加や足立との設計労務単価に対しての乗率が低いというのは確かに労働力の確保にも影響があり、結果やはり業者さんにも、マイナスの影響もあるのではないかという気がしています。個人的には90かと考えております。

○委員 90%でいくらになるのですか。

○事務局 資料の6ページに掲載しております。

○委員 普通作業員で時給2,127円。

○委員 時間計算すると1日で。

○副会長 日給で17,000円くらいです。

○委員 これアンケート調査の時には、28社のアンケート調査のときの単価はいくらですか。

○事務局 資料の8ページ。一番右側にそのときの単価がございます。

○委員 設計労務単価の時給に換算すると2,050円、実際では平均で2,242円が平均だという調査結果です。

○会長 3年経っていますが、90%の2,127円よりは高いです。

- 副会長 健全経営やっているところは、それぐらい払っているのではないですか。だからダンピング会社は困る。
- 委員 そういうところをやはり排除する。そうしないと健全にやってらっしゃる方が影響を受けてしまう。
- 委員 先ほど委員が言われた付帯決議で委員から言ってもらったほうが、契約課のほうはやりやすいのではないですか。審議会でそういう意見が出たということで。
- 副会長 これをきっかけにしてください。
- 委員 そうです。
- 委員 付帯決議は、本当にそれは大事なことだと思います。
- 副会長 やはり経営をやっていけないのが一番困る。
- 委員 入札制度のところは、それはよく考えてもらわないと、業者がなくなってしまう。
- 委員 本当にそうだと思います。
- 委員 業者が優先なのか労務者が優先なのかという話になってしまう。
- 副会長 労使両方、一緒にやらないとだめです。
- 委員 下限額でそういったことが起きてしまうような可能性がして仕方がないのです。
- 委員 これ決めてしまうと、先ほど言いましたとおりダンピング業者は困るわけで、一番困るのはそこだと思います。健全に出しているところは、市がこの17,000円は最低でもということ逆を規定することですから。
- 委員 チェックシートで証明するので、裏付けがいらぬのです。
- 副会長 そこのところは、また別の問題が出てきます。
- 委員 私のほうからそれを言ってしまうと業者側に対してチェックが厳しくなりますから、業者側も余計に困ってしまいますので、あまり言いたくないのですが、その辺の温度差もあるかなと思います。
- 委員 ご心配されていることやおっしゃられていることはよくわかるのですが、またその角度と私たちがやる賃金の下限額の決め所は、視点を少し変えていただかないと決まらないのかと思います。
- 委員 チェックシートにしたというのは、草加もこれと同じような感じのチェックシートで、これは他の自治体などを見てもっと厳しいのがあって、それから比べるとチェックシートってというのは、事業者の良心を信じるというようなことになっているのかと思います。
- 委員 やはり施行されて実際にどうだったかというのを賃金の調査をしていただきたいと、思います。それを次年度のところには是非出していただきたい。
- 会長 それでは確認なのですが、当審議会における市長への答申として建設工事に係る労働報酬下限額についてなのなのですが、設計労務単価の90%ということによろしいでしょうか。
- 委員 皆さんがそうおっしゃるなら、これはどうにもならないですから。

- 委員 付帯意見もつける必要があると思います。
- 会長 付帯意見として要所を考えていただきたいのですが。
- 委員 一言で言えば入札方式の改革です。それが一番です。
- 委員 それはここにいた委員全員が、やはり話しを聞いて、それはよろしくないと感じたということで改革して欲しいという意見だったので、それは私も入れてもらいたいと思います。
- 会長 では、建設工事に係る労働報酬下限額については、設計労務単価の90%にすると思います。
- 会長 次に、屋根ふき工の基準について、これはいかがいたしましょうか。先ほど事務局からもご説明がありましたが、対応案の1, 2, 3 どれにするかという形で、9 掛けのままでいいのか、参考値のです。要するに参考値が昨年度のものなので、そのまま0.9 するとこの伸び率を勘案されない状況になるので、勘案するかどうか。
- 副会長 この屋根ふき工の実態はどれくらいなのか。
- 事務局 賃金の実態調査では24、25年度の屋根ふき工の労働者は一人もいなかったもので、越谷市では把握できていません。あとは設計のときに屋根ふき工という職種を使って設計しているのか確認したのですが、実際に越谷市では使っていないということでした。
- 副会長 でも決める必要はあるということです。
- 事務局 一応51職種全てについてです。
- 委員 屋根ふき工と普通作業員との職務上の困難度だとか、そういう度合いはどうなのでしょう。
- 委員 屋根ふき工は最近無いです。前は屋根の銅板などは屋根ふき工でしたのですが、そういった工事があったのですが、今ほとんど無いです。神社などの屋根などはあります。
- 委員 あれは特殊な技術なのでしょう。
- 委員 宮大工さんがやるので、かなり高額です。宮大工さんは、ほとんどもういないですから。
- 副会長 工事としてはそう多くないのでしょうか。
- 委員 そうです。
- 委員 2番だと普通作業員と比べると、安すぎるので、そういう特殊、熟練度から考えると、少々違うのかなと思います。
- 委員 もう少し上げてもいいような気はします。
- 副会長 では3案の2, 510円ですか。
- 委員 26年度とか結構低いようです。
- 副会長 確かに単純作業員みたいなイメージです。
- 委員 民間工事では結構いるのですが、公共工事の現場での賃金のサンプルでは確かにその業種はないのです。全国的にも少ないです。
- 副会長 野田市が3案です。

- 委員 1案、2案だとあまりにもバランスが崩れるのかなと思いますから、私は3案でいいのかなと思います。実体が無いけども一応、そのバランスとしては一番良いと思います。
- 会長 一致したご意見として3案でよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 会長 では、3案ということで決まりました。
- 続きまして、タイル工、建具工、建築ブロック工の基準についてご審議いただきたいと思えます。まず、タイル工につきましては平成28年度の埼玉県の単価に基づき積算するのか、28年度の埼玉県の単価に29年度の埼玉県の率を乗じて積算するのかという、1か2という形で、7ページの下の方、タイル工、建具工、建築ブロック工に共通してのことですが。
- 委員 これ埼玉県のは、いつ出るかわからないのですか。
- 事務局 4月1日になります。
- 委員 それですと間に合わない。
- 委員 1案と2案は金額の差はないようです。
- 副会長 タイル工は28年に大きく下がったようです。データが少ないです。
- 委員 2案でも20,776円なので、ちなみにサッシ工は24,100円なのです。建具工は無いのですが、内装工はもう少し高い。この2案の延べ2,592円の時給単価で8時間だと20,736円だと思うのですが、それほど高い金額ではない。
- 会長 いかがでしょうか、何かございますか。
- 委員 2案です。先ほど言った埼玉県のは4月1日に出るようです。
- 事務局 全て出るかどうかというのはまだ未確定です。通常埼玉県の単価はその年に入った4月1日付けでホームページに公表していますので、今回も同じかと思えます。
- 委員 私は2案で。やはり伸び率を少し考えたほうが良いと思えますので、ところで工事の建築などで、実態はどうなのですか。タイル工、建具、建築ブロック工はあるのですか。
- 事務局 資料3ページですが、25年度のタイル工、建具工については実績がありまして、平均ですとタイル工が設計労務単価に対して88.46%。建具工については同じく87.09%という実績はございます。
- 委員 24年の平均で2,417円なので、伸び率で考えるのであれば、2,500円くらいです。2案と3案はそう変わらない、あまり差はないです。
- 会長 大きく変わらないようです。
- 委員 考え方としては、ほかは29年のものを反映していますので、ここだけ反映しないというのはどうかと思っていたのですが。
- 委員 理由が無いです。
- 会長 そうです。なぜこれを勘案しないのかという。そうすると、このタイル工、建具工、建築ブロック工に関しては、7ページに記載している対応案1と2とございますが、当審議会では2案を採用するということがよろしいでしょうか。

- 全 委 員 異議なし。
- 会 長 ありがとうございます。
最後になりましたが、見習い、手元労働者などについてですけれども、こちらに関しては、まず例外として取り扱うのか、取り扱うとしたならばまたどのような内容で定めるかをご審議いただきたいと思います。
- 委 員 草加は入ってないのですが草加はどうなっているのですか。
- 事 務 局 草加市は、契約課に確認したところ、一応事務局の案では当初設けるということで示したようなのですが、主に労働者団体の委員さんから、反対等もありまして、結果として採用には至らなかったと聞いております。
- 委 員 そうですか。それこそ現場ではどうなのですか。
- 委 員 見習いのほうは、取扱いは採用していただきたいです。10年選手と1年選手が一緒だとトラブルになります。
- 委 員 見習いは職種によって随分違うのですか。
- 委 員 もちろんです。土木作業員などは2、3年やればやれると思うのですが、左官ですとか、大工さん関係は相当な期間が要ります。それは元請会社が決めるのではなくて、その親方が決めることですから、その仕事ぶりを見て。
- 委 員 どうでしょうか、あの事業主側の、それこそ職種によっても違いますし、その事業主側のほうで合理的な説明が付けばこの下限額の適用からは除外するという形にしたかどうかと思います。
- 委 員 いいと思います。
- 委 員 草加はそういう意味なのではないかと思うのですが違いますか。それとも普通作業員とかのほうにしてあるのですか。
- 事 務 局 草加は、例えば年数とかそういったものに限らず51職種ごとに定められた下限額を全ての労働者に適用するという考えです。
- 委 員 見習いもそうですか。
- 事 務 局 見習いとか、特例も設けていないと伺っております。
- 委 員 そうですか。
- 委 員 でも私は当然違うというふうに思っています。本当に入ってからまだ1か月目の人と熟練工の人は、当然違うと思いますので、下限額の適用除外としてもいいのかと思っています。当然、最低賃金よりは上回らないと、交通費等も含まれていますから、最低賃金は交通費を含みませんので建設作業員はそれも含んだ賃金になっているので、それよりは多くないといけないと思います。
- 会 長 ただそうすると、条例の立て付けからきて、委員がおっしゃられたような答申ですと、条例を変えてしまっているようなことにならないか、変えようとしているような答申にならないかと。
- 委 員 でも誰がどのような基準で決めるのかをはっきりすれば、今言ってきた下限額ではな

く、この下限額でいいですというのは大丈夫だと思うのです。たぶん規則を市長が公布するので、規則事項の中に例えば今までの下限額全部決めます。51職種決めて、ただし書きのなかで見習い手元労働者の扱いについてはさっき言った合理的な理由、だから誰がどういう基準で見習いだ、手元だと決めた段階であれば、これは適用せず、でも最低下限額はこれですよと、というのが今回の作っている下限額の積算方法というところが、そのような作りだと思うのですけど。規則上はそうになっているのではないですか。これから規則を公布するのですけど、どうなのでしょう。

○事務局 規則ですと、まず労働報酬下限額の対象案件がいくらであるということと、あと労働報酬下限額の適用対象外の労働者はどういったものかというのを規則で定めています。例えば場合によっては、適用除外の労働者について労働報酬下限額を、現行の最低賃金額をもって下限額とするということでも、条例を改正しなくても対応は可能ということも考えているところです。現にそのような自治体もいくつかございます。

○会長 今ご説明いただいたのはあくまでも、下限額について今まで審議会で決定してきた事項の特例として、見習い手元労働者に関しては最低賃金等を考慮しますといったような定めをするということです。ただ、最初委員がおっしゃられたのはそもそもこの条例の適用の対象外にするというような趣旨に聞こえたのですけど。

○委員 下限額を二つ作って、それを規則の中に盛り込めばいいということなのでは。そのような理解でよろしいですか。下限額を二つ作るという、二つ作って通常の熟練労働者のための下限額と、手元だとか見習いのための下限額を作ると、この二つです。そのようなくり方をするという事で理解していいのですか。

○副会長 この見習いで、例えば高校卒業して18歳で入社してくると、ほとんど見習いです。見習いとしたときに毎年出しているのですけども、埼玉県の初任給、これ三段階のレベルがありまして、ローカル水準というのが163,000円なのです。これをその1か月間の労働時間168で割ると970円というのが叩き台として出るかと。全国水準、エリア水準、ローカル水準というのがありまして、ローカル水準については地場だけで、地場中心の企業で、地場企業という会社なのですが、それは163,000円。その上に、エリアといってもう少し広げて、例えば埼玉県全域から人を採りたいといったら169,900円。いや全国から人を集めるのだとなると178,000円というのが、2016年度の高卒初任給モデルなのですけど、これは毎年厚労省の調査結果でプライムコンサルタントというところが、毎年出しているのですけども。その数字を参考にすると今のようなのは参考にならないですか970円という。

○委員 まあだからあの、その、業務委託下限額増額ってなると今のは参考にはならないって言う。前回決めた930円でしたよね

○副会長 それは臨時職員より高くしてはいけないということですか。

○委員 いえ、そうではなくて。今言われた、下限額を決めるには見習い手元労働者の場合は、少なくとも仕事の熟練度は確かにはないのですけども、大変さというか、仕事の内容を考

えると、業務委託よりは上げていかななくてはいけないと思います。

○会長 970円という数字がでましたので、月間労働時間の平均で割ると970円というひとつの叩き台かと思います。

○委員 草加の場合ですけれども、事業主側と労働者の合意の下に、見習い、手元労働者というのは使用者が判断する。使用者が判断して、労働者との合意の上でその設計労務単価の普通作業員また軽作業員というのがあります。軽作業員というのはそもそも軽微な清掃だとか片づけだとか現場内の作業をする。本当に手元みたいな形にもなるので、そのように草加はなっているのかと理解していたのですけれども。それが公共事業の労働調達の手引きというのがあるって決めていると把握していたのですが、その見習いの人たちの賃金、下限額などの金額は90パーセントとなっています。その普通作業員とか軽作業員、それからトンネル作業員というのもあるのです。設計労務単価のところに、だからそこに分類していくと。

○会長 トンネル作業員は2,888円、軽作業員は1,700円。その90ですと1,530円です。でもここに書いてあるほかからすると随分高いです。

○委員 それが草加です。草加はそのようにしています。

○委員 草加はそれで出すということになっているのですか。手元と見習いは。

○会長 事業主と本人で決めるということですか。

○委員 もちろん労働者に賃金はこれですよと事業主が言わないわけではないと思います。

○会長 それはそうです。労働条件を通知しなければならないから。

○委員 分類としては普通作業員、軽作業員。

○会長 そのところを使っていると。

○委員 というようにしていると伺っています。もちろんほかに何パーセントという金額のところもあると思うのですが、草加はそのように聞いています。

○会長 でもそんなに高くないようです。

○委員 どの分類になるのかというのは、その雇っている側と雇われている側の、そこは当然普通作業員もいれば軽作業員もいます。

○委員 手元と見習いといっても職種によって随分違うわけで、10年かかる人もいれば5年かかる人もいます。雇い主さんとお互いに合意できて、そのときは軽作業員の90パーセントを支給することになるということですか。

○委員 そうです。元々がないわけですから。本当に賃金の技能水準というのが全国的に建設業の場合にはないわけなのです。この技能水準だとこの金額みたいなところは、今後はきっとそこに踏み込んでいくのだと思うのですが、だから新しくキャリアアップシステムみたいなものを作っていくと言っていますので本格稼働させていくのでしょうか、そのときネックになっているのが全国的な技能標準、この技能だとこの賃金とかは、今はないですから。やはりその事業主の判断なのだと思いますが。

○委員 そのようなものはないのですか。そういう協会では協会独自で作るといえるのは、よく医療

の関係などは結構独自に自分たちで作って、それを国に認めてもらうことをよくやっています。

○委員 下請を使っている人たちの、その扱いは各社違いますから。独自にやっていますので、各社同士で会話は一切ないのです。

○委員 ないのですか。

○委員 ありません。それやってしまうとおかしな感じになってしまいます。みんなで決めて話になってしまいますので。

○委員 例えば、これだけの技能を何年キャリアで積むと、技能研修をやればひとつのスキルアップをしていくというようなことを作って、政府のほうも介護などのほうでそれを作る話をしていますけど。

○委員 今それはないです。

○委員 難しいですか。見習いとか手元ってというのはどういう人を見習いとするか。

○委員 それはやはり本当に事業主の判断です。賃金がこれだけでということで契約の時には、労働者の方と当然合意の上でというのが前提にはなります。

○副会長 でも合意といっても、言われたとおりにになってしまう。

○委員 それはそうです。

○副会長 ここの時給は割りと低いなと思い、どこからきているのかと考えたら、初任給ぐらいからきたのではないかと思い。

○委員 軽作業の70パーセントはいくらでしたか。1190円ですか。

○副会長 いやもっと低いです。軽作業員の70パーセント以下ということですから、1,700円です。だから大きいです1,700円に掛ける0.9で1,530円ですから。

○委員 そうです。9ページなのですが他の自治体でやっている70で。

○副会長 そういう意味ですか。1,700円掛ける0.7で1,190円。

○委員 1,190円です。

○会長 それは見習い、手元労働者、確かに定義というか、そのカテゴリに入ってくる人が、業者ごとに雇用者側との契約でどう定まってくるのかという難しさはあるものの、当審議会において特例を設けるか設けないかといえば設ける、下限の特例を設けるということで今ご議論をいただいていると考えてよろしいですか。

○委員 そうです。

○会長 設けるとして、それも参考ででている積算方法、業務委託の下限額と合わせるのか、それとも軽作業に何パーセントかけるのかという感じにほかではなっているようですが結論としてはどのようになりますか。

○委員 業務委託の下限額と同じというのは、先ほど申し上げたように違うと思います。交通費とかは含まれない金額なので、それは違うと思います。

○会長 分かりやすいのは軽作業と比べて何パーセントくらいなのですけど、もちろんそれ以

外にご意見があれば。

- 委員 先ほど委員が言われたのが議題としては良いのかと思います。970円で。
- 副会長 そうすると970円、その上の初任給を使うとなると。
- 委員 エリアで埼玉。
- 副会長 1,011円
- 委員 その設計労務単価というのを基準にということになっているのであれば、その手元や見習いという人たちも他の市と同じになるように何パーセント、軽作業員の70なら70とか80という形にするのが。
- 委員 あれは65パーセントだといくらぐらいですか。981円ですか。
- 副会長 軽作業員1,700円の65%ですと1,105円です。
- 事務局 条例の第6条になりますが、その中の第2項で労働報酬下限額を決めるものということで、勘案事項が列挙されていまして、建設工事については設計労務単価を勘案して決める、従いましていまご議論いただいている特例の水準については、あくまでもその設計労務単価、軽作業員なら軽作業員でかまわないですが、その何パーセントという形で議論いただければ条例の整合性がとれますので、その辺にご配慮いただければと思います。
- 委員 条例でないところから、はみ出しては駄目ですから。65パーセントでいくらでしたか。
- 副会長 1,105円。
- 委員 これは交通費も込みなのですか。
- 委員 そうです。だからこれでいいのかというように思いますけど。
- 副会長 交通費は込みで、賞与も入っているのですか。
- 委員 そうです。
- 委員 今、軽作業員は1,700円ですから。見習いさんに1,100円くらいというのはどうなのですか。
- 委員 少し安いくらいです。8800円です。1日にしたら8800円では少し安い。要は下限額ですから、もちろん払えばいい話ですから。
- 委員 我孫子のようにしたとしたら1,340円、我孫子の基準でいくと29年度1,700円にしてあてはめると、1,360円。1,700の何パーセント。
- 委員 70パーセントです。
- 委員 そうすると1万860円。
- 委員 掛ける8割で。現状やはり1万円は超えているのですか。
- 委員 超えていると思います。賃金はわかりませんが、アルバイトの土木作業員でも1万円くらい払うのではないのでしょうか。でないと来ないです。
- 委員 だから65というのは、いくらなんでも低いのでは。
- 委員 では70ですか。

- 委員 労働報酬下限額のまた更に何パーセントですから下限額は。
- 委員 下限額だともっと下がってしまいます。下限額だと駄目です。その90掛ける90になるのです。下限額が既に90で、それに掛ける65になってしまう。
- 委員 他市町村のことなので、別に引っ張られる必要はないと思うのですが、うちの場合どうするかですが、最低でもこのぐらいは払っていますという実務のご意見が参考になるかと思います。
- 事務局 下限額の70パーセントということであれば、足立区がそのような表現をしているのですが、設計労務単価の90パーセントが下限額となりますので、設計労務単価の90パーセントに相当する額の7割に相当する額という表現となりますので、条例上とは整合性が合うことになります。
- 委員 そうすると63パーセントですか。1,700円の63パーセントというと1,100円くらいです。
- 会長 日給で8,800円。
- 委員 8,800円になるかどうか。
- 副会長 1,071円です。1,100円ちょうどです。
- 委員 下限だけどもあまりに低いかと。土木作業員の人に8,800円、低すぎると言われそうです。下限額の決め方は、なぜ我孫子とか足立はこんな安いのでしょうか。
- 委員 そういう意味からいうと隣の草加と、そんなに違ってしまうというのも。1,530円が基準になりますか。
- 副会長 1万円は超したほうがいいのですか。
- 委員 1万円ぐらいでしょう。
- 委員 下限額の90パーセントだと11,016円です。1,700円の90パーセントですと1,530円。
- 委員 90の90だから0.81で1,377円。
- 委員 1,377円の8時間だと11,016円です。
- 委員 では8割ですか。80パーセントですと1万円切る。9,792円です。
- 委員 それがいいのではないですか。
- 委員 8割。90パーセントの80パーセントです。
- 副会長 1,700円掛ける0.9掛ける0.8で1,224円。掛ける8時間で9,792円。
- 委員 そうです。日給としては1日9,792円。
- 副会長 1万円まではいかないわけです。
- 委員 下限額の80パーセント。
- 会長 日給にすると9,792円。そうしましたら皆様いかがでしょうか。軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントの額ということによろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし

- 会 長 それではこのように決まりましたので、その他について事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 始めに答申書案について資料の10ページをご覧ください。
今回及び第二回の会議において決定した内容について、案のとおりといたします。なお、建設工事の労働報酬下限額についての付帯意見としまして、今後入札制度の改革について、十分考慮していくことが必要であるという旨でよろしいでしょうか。
- 全 委 員 異議なし。
- 事 務 局 それでは、こちらを記載していきます。また、答申書の交付後、委員の皆様へ答申書の写しをお送りいたします。
- 委 員 答申書のところで、付帯意見のところで工事のほうはいいのですが、業務委託のところも、前回、前々回とお話ししてきたのですけども、複数年契約だとか、指定管理のところ、継続していただくのは非常に雇用の安定と公共サービスの継続という意味ではいいのですけども、賃金だとかそのほかの動向が即反映されないで、その契約制度については少し検討をしていただきたい。要するに、今反映されないで、だから3年を見通さなくてはいけないということで、非常に硬直的なのです。そのところを、契約内容の契約方式、手続きも含めて少し見直すというか検討していただきたいと思っています。
- 事 務 局 ただいま今回の労働報酬下限額を決定していただいた分については、3年分を見越した分として930円となっておりますが、それは例えば賃金の状況を見てとなりますと、例えば途中で変更があった場合は、契約の変更をして上げていくという形になりますと、極端に言えば3年度を見越される前と同じになってしまうかと思えます。
- 委 員 はい、そういうことです。今回はあくまでも3年を見越したことで皆さんが合意して930円。臨職賃金とそれから3年見越して2つの要素で合意をしたので、もし1年1年ということ、契約の中で賃金の下限額の上昇を勘案して、少し弾力的に、契約金額が弾力的になるのであれば、別に3年を見越さなくてもいいのではないかと思います。ただ今の状況ですと3年後まで規定してしまうので、そこは賃金は上昇しているので、非常に硬直的ではないかと思いましたので、それは皆さんの意見の中で出てきたことのように思いますので、そこを踏まえて、文言としては任せますので、是非業務委託のほうも付帯意見のほうに入れておいていただければと思います。
- 事 務 局 では、そのような形で進めます。
- 委 員 よろしくをお願いします。
- 事 務 局 では、続きまして答申式の日程についてですが、答申式は副会長及び会長のご出席をお願いいたしますので日程を調整させていただき後日決定したいと思います。答申書の交付後、当市において労働報酬下限額を決定いたしますので告示されましたらその旨を連絡いたします。また、平成29年度の審議会開催につきましては例年9月に改定賃金額の改正に係る公表があることから、9月下旬から10月上旬を目処に第1回会議を開

催し、業務委託等に係る労働報酬下限額について、ご審議いただく予定です。

また、翌年2月ごろに公表されている設計労務単価を基に建設工事に係る労働報酬下限額について、ご審議いただく予定です。詳細な日程につきましては、事務局より委員の皆様の手配を伺った上で決定したいと思います。最後に前回の会議録についてですが、電子メールで送信する旨をお伝えしたところですが、作成に時間を要したため会議録をお配りしております。内容をご確認いただきまして、修正等がございましたら、2月20日、来週の月曜日までに事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。また、今回の会議録につきましては作成後、委員の皆様へ電子メールで送信いたしますのでご確認いただきますようお願いいたします。

また、答申書の案ですが、委員さんから今いただいた内容を基に付帯意見の表現をこちらで記載させていただいて、その後電子メールでお送りさせていただきますので明後日を目処にご意見をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○会 長 では、その他について事務局からのご説明に関して、何かご質問やご意見はございますか。ほかに全体を通じてのご質問などもよろしかったでしょうか。

○委 員 いろいろ先ほど申し上げましたように、4月1日以降に適用される案件についても調査の結果を、次年度の委員会には出して欲しいというところです。

○事 務 局 29年度の委員会の開催に当たりましては、現在の状況について報告させていただきたいと思っております。やはり委員さんのご意見でありましたように、発注したことによっての検証も必要であると思っておりますけれども、それにつきましても、今すぐにといいわけにはいかないと思いますので、年間を通した後に他市の状況もどのように検証しているのかということも把握しながら越谷市についても取り組んでいきたいと思っております。

○会 長 では、ほかにないようでしたら、これをもちまして第3回越谷市労働報酬等審議会を閉会いたします。

委員の皆様大変お疲れ様でした。